

区長報告第一号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、港区特別区税条例の一部を改正する条例を令和七年三月三十一日次のとおり処分したので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和七年六月二十五日

港区長 清 家 愛

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの
年 額 二 千 円

第四十五条第二項第五号中「定格出力」の下に「（第三十八条第一項第一号ハに掲げる原動

機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力（を）を加える。

付 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区特別区税条例第三十八条第一項第一号の規定は、令和七年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和六年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。